

ビジネスサポートながの

Business support NAGANO

1

JANUARY 2014



経営者シリーズ トップかく語りき

国際電設工業株式会社
会長

渡邊 學氏

Manabu Watanabe

国際電設工業株式会社
長野市稻里町中氷鉋872-3
TEL 026-286-2201
FAX 026-286-4288
設立 昭和50(1975)年5月
資本金 1,000万円
業種 電灯電熱・電力・ネオン、非常電源設備、
高圧受電、排煙設備、消防設備、ビル管理、
火災報知器、TV・放送・電話の設計施工、
POS工事、その他家庭電気器具一式販売

お客様に喜ばれる「良い仕事」をしよう。

「オイルショックの後で景気が悪い時。自分一人で図面書きでもやっていこうと思っていたのに、新入社員を含む若手社員5人にぜひ一緒にと請われて。給料が払えるか不安の中でスタートしました」

国際電設工業会長の渡邊學さん（66）が同社を立ち上げたのは27歳の時。自動車販売会社の営業職から電気設備会社に転職して技術を身につけ、「やむを得ない事情」から年若い同僚たちを連れて独立した。

社員にはまず現場で仕事を覚えさせ、技術が身につくとどんどん現場を任せた。苦労しながらもひとつの仕事をやり遂げる経験が糧になり、それぞれ戦力に育っていったという。

「仕事は営業して取れるものではない、が私の基本的考え方。社員には、とにかく現場で良い仕事をしよ

うと話してきました。それでお客様から信頼を得て受注を増やしてきたんです」

単に技術だけでなく、顧客との接し方もすぐれていること。それが渡邊さんの考える「良い仕事」だ。「技術屋イコール商人、つまり技術屋も営業マンであるべき。今では当たり前ですが、私は創業前からそう考えてきました。良い仕事をしてお客様に喜んでもらいたいとみんなが考えるし、そう考えられるように教育しています」。

そして住宅内の電気配線、通信などの外線、先がけて取り組んだガソリンスタンドのPOS工事から、大型店舗や太陽光発電の電気工事と着実に仕事の幅を広げてきた。

渡邊さんが会社経営で重視しているのが「イメージ」だ。それは

「国際電設工業」という社名から始まる。もともと知人が会社登記していたのを勧められて使ったが、「大きな名前で最初は抵抗を感じた」。しかし、その“イメージ”的インパクトの強さで客先や同業社にすぐに覚えてもらえたという。

「平面図を見て立体的にイメージし、お客様が快適に過ごせるかどうかをつねに思い浮かべながら仕事をする。イメージをわかせないと良い仕事はできません。イメージ、プラス高い技術力。それが当社です」。請求書や封筒を色刷りにしたり、名刺にイラストを入れたりと同社のイメージ戦略は今も進行中だ。

経営理念は「常に先を考える。常に先を知る。常に先の技術を学ぶ」。渡邊さんの語る言葉の端々から、この理念がにじみ出る。

回覧

CONTENTS

1
JANUARY 2014

表紙写真

経営者シリーズ

国際電設工業株式会社 会長

渡邊 學 氏**新春対談**

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

事業者のための環境法制

~騒音の問題~

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編②)

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律Q&A

事業年度を変更するときは、どのような注意点がありますか。経営者の成長指南 **浪 宏友 氏**

企業会計NOW

第34回 キャッシュ・フロー分析

スポーツNOW

Business Information

Tea Room

4

5

6

7

8

新春対談

●長野法人会・
山浦 愛幸 会長●長野税務署・
長谷川 精作 署長〈聞き手〉
●広報委員長・
塚田 芳樹

塚田委員長 新年、おめでとうございます。本日は税務署の長谷川署長、法人会の山浦会長に新春対談をお願いします。

長谷川署長・山浦会長 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

委員長 昨年は安倍政権のもと、アベノミクス効果が功を奏して景気が緩やかに上昇してきたという向きもありました。富士山の世界遺産登録、参院選での自民党圧勝によるねじれ国会の解消、東京五輪の決定など、色々ありました。

署長 昨年は東日本大震災復旧への取組みや原発事故影響の長期化などの課題を正面に見据える年であったと思います。

一方、2020年の夏季オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しましたが、東京での開催は、高度成長の象徴となった1964年大会以来56年ぶり2度目となります。1998年の長野五輪の経済波及効果は、大会終了時までの10年間で、日本国内への生産誘発効果が4兆6803億円、長野県内への生産誘発効果も2兆4548億円とも言われ、東京での開催はこれを超える国内経済全体への波及効果が期待されます。

そして、既にご承知のように、消費税について、昨年政府判断がされ、本年4月から消費税率が8%に引き上げられることとなりました。本年は、これに伴う駆け込み需要も見込まれます。

委員長 山浦会長には、本業の銀行では会長職に就任された中、県経営者協会の会長など様々なお立場があり、相変わらずご多忙の年でしたね。

会長 8年間銀行の頭取を務めながら、法人会の会長職を引き受けているので、なかなか手が回らない場面が多かったです。これから銀行内部のことは新頭取に任せて、私は法人会などの外交的な部分に重きを置きたいと思います。景気の面では、アベノミクス効果で浮揚したとは言うものの、県内企業は依然として赤字企業が多く、景気の高揚感はありませんでした。

委員長 さて、署長が言られた消費税ですが、4月に税率が8%となります。

署長 平成9年4月に3%から現行の5%に引き上げて以来、17年ぶりに税率が8%に引き上げられます。併せて、昨年10月1日から消費税の転嫁対策特別措置法も施行されています。

今般の改正につきましては、個々の事業者等が消費税の改正内容やその仕組み等について十分に理解し、自ら適正な申告と納税ができるよう、そして消費税の円滑かつ適正な転嫁が確保できるよう、国税組織全体として取組むこととしています。税務署には、改正消費税相談コーナーを設置するなど、改正消費税の円滑な実施に向け適切な広報、相談、指導等を実施しています。

特に、平成26年4月1日以降に終了する課税期間については、新旧の税率が適用される取引が混在することとなり、帳簿等において適用税率ごとに区分するなどの変更が必要となります。

委員長 今回の改正が多くの事業者や消費者等に影響を及ぼし、法人会としても、改正内容等についての理解、周知について積極的に協力していく必要があります。

会長 税知識の普及を目的の一つとしている当会としては、消費税の引き上げが完全に移行できるよう、毎月の決算説明会や春先の税務研修会でしっかりと学ぶ機会を提供しています。すべての研修会に出席してくださる会員が400社ほどあり、これはゴールドシール会員と呼んでいますが、大変心強いですね。しっかりと税を学び、税務行政に協力したという証であるシール制度についても会員の約20%が申告書やシール台紙に貼って税務署に提出しています。

税については、会員が研鑽を積むだけでなく、次代を担う若い世代の租税教育にも力を入れています。若い世代には、税は取られると思うのではなく、税についての理解を深め、正しい知識を習得してほしいですね。数年前から青年部が中心となって高校生を対象に「出前先生」という租税教室を実施しており、昨年の全国大会で、プレゼンテーションを行うほど活発なんですね。

委員長 15年前、私も青年部長を務めていましたが、今の青年部も頑張っていますね。

会長 税に慣れることが必要で、若いうちから国の礎となる税を理解してもらうために、今後も租税教育には力を入れていくことをします。

全法連のポスターには「税に強くなろう! 私たちは法人会です」を掲げています。税務行政への協力団体として、会員企業



長谷川署長

はこれまで以上に税に対して大きな関心を持つことが肝要になってくると思います。

委員長 各企業には顧問税理士がいて、難解な税法・税制に関する大部分を税理士にお任せしているケースが大半だと思います。

会長 税について税理士に相談するのは当然のことです。しかし、我が国は申告納税制度であって、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表は「企業の顔」ともいえる重要なもの。「それは税理士に任せてあるから把握していない」とは経営者としてあり得ないことで、最低限の税制や税務、会計の知識を学ぶために法人会を活用し、「法人会員だから税に強いんだ」という意識を抱く会員が一人でも多くなっていけばいいですね。



署長 大変心強いお話を。法人会の研修会での税知識の普及活動とともに、青年部や女性部の租税教育活動は、次代を担う児童・生徒の皆さんに租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に关心を持ち、さらに身近なものとしてとらえていただききっかけとなることが期待できる重要な活動です。皆様方の積極的な活動に対して、改めて敬意を表するとともに、今後の活動を期待いたします。

委員長 会員だけでなく一般にも門戸を開放した落語寄席も好評ですね。

会長 一般社団法人として会員サービスの他に、広域的な活動が求められており、一昨年から落語寄席を実施しています。今年度は実績と予定を含めて全10回の実施で、地域の皆様にも法人会という名前が広まっていったのではないだろうか。

署長 ところで、貴会のキャッチフレーズ「企業経営をトータルサポートする」は、法人会をご存知でない方には、法人会が「納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」という基本的指針に沿って、「税知識の普及活動を中心とした社会貢献活動等の公益性の高い事業を継続している」という点のアピール力が弱いのでは……。

会長 公益法人として、幅広い活動の中で、健全な経営者をトータルでサポートするという趣旨です。今後、各セクションで検討し、「法人会はこれなんだ」ということが一目瞭然となるようなキャッチフレーズを模索していきたいですね。

ところで、国の壮大なプロジェクトである「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」については、法人会としても利用の拡大に取組んできました、利用状況をお聞かせください。

署長 貴会の事業計画において、「会員企業に対して利用拡大に努め、特に役員企業については率先して全員が利用に向けて努力する」と決議され、会を挙げてご協力をいただきました。おかげさまでe-Taxの利用件数は順調に増加しています。

平成24年度におけるe-Taxの利用状況等につきましては、①所得税申告などの公的個人認証の普及割合等に左右される3手続きは、46.9%（前年対比+2.7ポイント）、②法人税申告などのこれ以外の12手続きが75.7%（前年対比+2.6ポイント）と順調に伸びていて、長野署においてもそれぞれ44.7%、78.1%と良好に推移しています。

今後も、e-Taxに税理士の代理送信をご利用いただいている皆様も、給与等の所得税徴収計算書の納付に、「ダイレクト納付」をご利用いただければ幸いです。

会長 事務の合理化、ペーパーレス化など意義が高く、利用率が100%になればいいですね。e-Taxの普及は、個々の企業のメリットもさることながら、我が国全体の経済社会のICT化が一層加速され、社会全体がより大きなメリットを享受することにつながります。e-Tax普及への取り組みはまさに企業経営と社会の健全な発展に貢献するという法人会の理念にも合致し、当会としても全力を挙げて協力していきます。

特に「ダイレクト納付」は当会も利用しており、毎月の源泉徴収事務などの省力化と利便性は自信をもってお勧めできますので、事務局でも利用サポートして参ります。

委員長 最後に、長谷川署長から、会員皆様へメッセージをお願いします。

署長 会員の皆様には、日頃から税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。引き続き、研修会等への講師派遣や会報誌への寄稿を通じて、会活動の充実のため、会員の皆様のニーズに沿った内容とすべく、委員会・事務局の皆様と協議を行い、会員の皆様にとって更に魅力ある法人会となるようご支援して参りたいと考えております。本年が皆様にとって、幸多い年となるよう心から祈念いたします。

会長 皆様には、良い年を迎えたことと思います。今年もより健康で企業活動に励んでいただきたいです。アベノミクス効果がどう展開されていくか予測がつかないわけですが、私としては改善に向かって、多くの会社が利益を出して法人税を納めるようになればいいと願います。

法人会としても、税を中心に幅広い活動を展開し、会員皆様の期待に応えて参りたいので、皆様のご要望やご意見をどしどしお寄せいただければと思います。

委員長 本日はありがとうございました。

決算説明会 2月決算法人対象

開催日時

1月16日(木)
10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール
2F 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官
第2部 税理士
(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

2月6日(木)
10:00~11:30、13:30~15:00
長野市若里市民文化ホール

法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込みの都度開催
※詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

1月22日(水)
10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)
TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員=無料 会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス 法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 中嶋 慎治
中嶋慎治法律事務所



事業者のための環境法制 ～騒音の問題～

はじめに

皆さん、こんにちは。今回は、騒音の問題について、事業者の視点から、主な規制の概観を紹介したいと思います。

騒音規制法

1 制定の目的

本法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています(1条)。

2 規制の概要

(1) 定義

「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、政令で定めるものをいいます(2条1項。ex加工機械)。

「特定工場等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいいます(2条2項)。

「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、政令で定めるものをいいます(2条3項。exブルドーザーを使用する作業)。

「自動車騒音」とは、自動車の運行に伴い発生する騒音をいいます(2条4項)。

(2) 地域の指定

都道府県知事(市の区域内の地域については市長)は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定しなければなりません。これは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定されます(3条)。

(3) 特定工場等に関する規制基準の設定

都道府県知事は、地域指定をするときは、環境大臣が定める基準の範囲内において、当該地域について、昼間、夜間その他の時間の区分に対応する時間及び区域の区分毎の規制基準を定めなければなりません(4条1項)。

(4) 特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置使用する者は、設置工事の30日前までに所定の事項を市町村長に届け出なければなりません(6条)。

ばなりません(6条)。

また、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始日の7日前までに所定の事項を市町村長に届け出なければなりません(14条1項)。但し緊急性のある場合は除く)。

(5) 改善勧告及び改善命令

市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができます(12条1項)。

同様に、特定建設作業に伴って発生する騒音が時間の区分及び作業時間等の区分並びに環境大臣の定める基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときも、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができます(15条1項)。

また、上記勧告に従わないときは変更を命じることができます(12条2項、15条2項)。

(6) 自動車騒音に係る許容限度

環境大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めなければなりません(16条1項)。

市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定した場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていくことにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとされています(17条1項)。

都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については市長)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならず(18条1項)、その結果を環境大臣に報告し(18条2項)、また公表するものとされています(19条1項)。

(7) 深夜騒音等の規制

飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡張器を使用する放送に係る騒音等の規制については、地方公共団体に必要な措置を講ずることを委ねています(28条)。長野県では「公害の防止に関する条例」において深夜営業騒音に係る騒音が規制されています(同条例42~45条)。



今月の売れ筋10冊

2013.11/1~11/30
平安堂長野店 提供

1 何があっても、だから良かった ■青木擴憲／著 PHP研究所 1,500円

2 伝え方が9割 ■佐々木圭一／著 ダイヤモンド社 1,400円

3 統計学が最強の学問である ■柳原英資／著 ダイヤモンド社 1,600円

4 日本でいちばん大切にしたい会社4 ■坂本光司／著 あさ出版 1,400円

5 人とお金 ■斎藤一人／著 サンマーク出版 1,600円

6 燃える闘魂 ■稻盛和夫／著 每日新聞社 1,500円

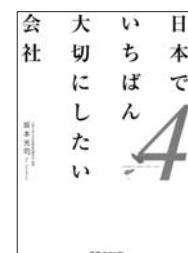
7 完証 7つの習慣 ■S.R.コヴィー／著 キングベア出版 2,200円

8 長野が世界に誇りたいものづくりの会社 ■SBC信越放送／著 あさ出版 1,400円

9 マッキンゼー ■ダフ・マクドナルド／著 ダイヤモンド社 2,400円

10 ファイブ・ウェイ・ポジショニング戦略 ■星野佳路／監修 イースト・プレス 2,200円

今月の一冊



日本でいちばん大切にしたい会社4

坂本光司 著 あさ出版
1,400円(本体価格)

「こんな会社があったのか…」と感嘆するほど、本書に紹介されているどの会社も、人にに対するやさしさに満ち溢れています。待ちに待った、日本中に感動を巻き起こした企業を紹介した書籍の第4弾です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記（番外編②）

今年(H26)4月1日から消費税等の税率引き上げに伴う経過措置などの留意点について前々回から説明しています。

新しい税率適用にあたっての特例ともいべき経過措置には、(イ)指定日を基準としたものと、(ロ)施行日をまたぐ取引等に係るもの2つの種類があり、前回までに、上記(イ)の「指定日を基準とした経過措置」について説明しました。

そこで今回は、主に上記(ロ)「施行日をまたぐ取引に係る経過措置」の概要について説明します。

(3) 税率適用の経過措置

(ロ) 施行日をまたぐ取引等に係る経過措置

次の経過措置は、施行日(H26.4.1)をまたぐ取引について一定の要件を設けておき、たとえ「資産の譲渡等を行った日」が施行日(H26.4.1)以後であっても、旧税率5%を適用するというものです。(表5参照)

施行日をまたぐ取引等にかかる経過措置

- ①旅客運賃等に関する経過措置 ②電気料金等に関する経過措置 ③特定新聞に関する経過措置 ④長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置 ⑤リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置 ⑥個人事業者の延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置 ⑦リース延払基準に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置 ⑧工事進行基準に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置 ⑨現金主義に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置 ⑩棚卸資産に係る控除対象仕入税額の調整に関する経過措置 ⑪仕入に係る対価の返還等に関する経過措置 ⑫売上対価の返還等に関する経過措置 ⑬貸倒れの税額控除に関する経過措置 ⑭国等の特例に関する経過措置

なお、今回は、主に上記表5のうち①～③を中心に説明いたします。

① 旅客運賃等に関する経過措置

この経過措置は、「旅客運賃等」(*1参照)を施行日前日(H26.3.31)までに領収している場合には、その対価の領収に係る「資産の譲渡等を行った日」が、たとえ施行日(H26.4.1)以後であっても、旧税率5%を適用するといふものです。

- *1:「旅客運賃等」とは、不特定かつ多数の者に対する次の●に掲げる資産の譲渡等に係る対価をいいます。
- 汽車、電車、乗合自動車、船舶又は航空機に係る旅客運賃(料金含む)
- 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金
- 競馬場、競輪場、小型自動車競艇場又はモーターボート競走場への入場料金
- 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所でこれらに類するものへの入場料金

したがって、例えばH26.4.1以後の出張に係るJRの切符(回数券も同様)、又は、従業員の通勤定期券などをH26.3.31までに購入した場合は、旧税率5%を適用するといふことです。

② 電気料金等に関する経過措置

この経過措置は、「電気料金等」(*2参照)で、施行日(H26.4.1)以前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供で、H26.4.1からH26.4.30までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る資産の譲渡等については、旧税率5%を適用するといふものです。

*2:「電気料金等」とは、次の●に掲げるもので、検針等に基づき料金の支払を受ける権利が確定するものをいいます。

- 電気の供給
- ガスの供給
- 水道水又は工業用水の供給及び下水道を使用させる行為
- 電気通信事業法に規定する電気通信役務(電話、インターネットの接続等)の提供
- 熱供給事業法に規定する熱供給及び温泉の供給

したがって、例えばH26.4.1以後、当該月末(H26.4.30)までの間の検針日に確定した電気料金は、旧税率5%を適用するといふことです。

なお、水道料金のように、計算期間が2カ月単位であるなど、H26.4.1以後における初めての検針日がH26.5.1以後である場合には、別途調整計算によることとなりますが、概ね、前回検針日からH26.4.30までの期間に対応する部分の金額に対しては、旧税率5%を適用することになります。

③ 特定新聞に関する経過措置

この経過措置は、特定新聞(不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞)で、発行者が指定する発行日がH26.3.31までのもののうち、その資産の譲渡等が施行日(H26.4.1)以後に行われるものについては、旧税率5%を適用するといふものです。

したがって、例えば法人が購入する業界新聞について、その発行日がH26.3.31までのものは、たとえH26.4.1以後に購入しても、旧税率5%を適用するといふことです。

また、この経過措置については、H25.10.30付政令304号により、「雑誌」はこの経過措置から除外されるといふ変更がありました。

この点について、各地区の「部会別経営実務研修会」に於いての資料及び説明に誤りがありましたことを、あらためてお詫びして訂正いたします。

なお、④～⑧についてはその対象が限定的と思われること、⑨～⑯については消費税の申告計算に関する事項ですので、ここでの説明を省略します。

また、今回説明を省略した部分及び上記の詳細などについては、最寄りの税務署や関与税理士等にご確認ください。

次回は、「消費税の転嫁対策」などを中心に説明します。

税務署からのお知らせ

25年分の申告書の作成 「確定申告書等作成コーナー」で!

www.nta.go.jp

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。また、作成したデータは「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して提出できます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告、「e-Tax」ならこんなにいいこと

① 自宅からネットで申告

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。

③ 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています(自宅等から1月2月に申告した場合は2～3週間で処理しています)。

「e-Tax」の利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)。また、有効期限は3年間です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

② 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)。

④ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能ですが(ただし、メンテナンス時間を除きます)。

贈与税の申告はe-Taxで!!

「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成!!
申告書の作成が終わったら、e-Taxで送信できます!
贈与税の申告期間中は24時間いつでも利用可能ですが(メンテナンス時間を除く)。

～平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます～

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます)について、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

【お問い合わせ】長野税務署 ☎026-234-0111(自動音声案内)

ちょっと教えて! 身近な法律 Q&A



司法書士
江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

事業年度を変更するときは、どのような注意点がありますか。

Q 私は、飲食店事業をしている株式会社○○商事の代表取締役社長Aです。当社は、資本金の額金1000万円、発行済株式総数1万株、株主数10名の非公開会社（株式譲渡制限会社）で、事業年度を毎年1月1日から同年12月31日までの1年としています。今般、平成26年2月に開催予定の定時株主総会において、事業年度を毎年7月1日から翌年6月30日までの1年と変更したいのですが、どのような注意点がありますか。また、変更後の最初の事業年度は、①「平成26年1月1日から同年6月30日までの6ヶ月」となるのでしょうか。それとも②「平成26年1月1日から平成27年6月30日までの1年6ヶ月」となるのでしょうか。

A 事業年度の変更に伴い、通常、定款の事業年度の条項以外にも事業年度に関する定款の条項に影響が及ぼしますので、定款の条項をよく確認し、定款変更議案を作成のうえ、株主総会の承認を得る必要があります。

一般的には、①事業年度、②基準日、③定時株主総会の招集時期、④取締役及び監査役等の役員の任期、⑤期末配当金、⑥中間配当、⑦附則、などの定款の条項については、変更が必要かどうか検討を要すると思われますが、定款全部を確認し影響のあるすべての条項について、定款変更を検討する必要があります。

また、会社計算規則第59条第2項では、事業年度の期間は、1年を超えることができないとし、例外として、事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、1年6ヶ月までであれば可能としています。

そのため、変更後の最初の事業年度の期間についてのご質問は、①「平成26年1月1日から同年6月30日までの6ヶ月」、②「平成26年1月1日から平成27年6月30日までの1年6ヶ月」のどちらも可能ですので、会社の事情に応じて決定してください。なお、法人税の申告については、変更後の最初の事業年度が1年を超える場合、当該最初の会計年度を1年として申告をし、残った数ヶ月間を次の会計年度として申告することになります（法人税法第13条第1項ただし書）ので、ご質問の変更後の最初の事業年度の期間を②にする場合は、特に注意が必要です。

事業年度の期間が変則的となる最初の事業年度については、変更後の最初の事業年度の期間の他、特別な扱いを必要とする状況が出てくる場合がありますので、経過措置として定款に附則を設け対応する必要があります。

例えば、取締役の任期を選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしている場合、変更後の最初の事業年度が1年を超えるときには、そのままでは該当する定時株主総会が存在しないことになりますので、経過措置を設ける必要があります。

事業年度は、登記事項ではありませんので、事業年度を変更しても、その変更登記手続は必要ありませんが、取締役及び監査役等の役員の任期に影響があり、その結果、役員の変更登記手続に影響がでできます。

例えば、ご質問の会社の取締役及び監査役の任期が共に「選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」と定款に規定され、現在の取締役及び監査役の全員が平成23年2月28日開催の定時株主総会で選任され同日就任していた場合を前提としてご説明します。

ご質問の会社が事業年度を変更しなかった場合は、現在の取締役及び監査役の任期は、平成26年12月31日終了の事業年度に関する定時株主総会（通常、平成27年2月開催の定時株主総会）の終結の時までとなります。しかし、ご質問の会社がご質問のように事業年度を変更し、変更後の最初の事業年度の期間を①「平成26年1月1日から同年6月30日までの6ヶ月」とした場合は、現在の取締役及び監査役の任期は、平成26年6月30日終了の事業年度に関する定時株主総会（通常、平成26年8月開催の定時株主総会）の終結の時までとなり、②「平成26年1月1日から平成27年6月30日までの1年6ヶ月」とした場合は、現在の取締役及び監査役の任期は、平成25年12月31日終了の事業年度に関する定時株主総会（通常、平成26年2月開催の定時株主総会）の終結の時までとなります。

このように変更後の最初の事業年度をどのようにするかによっても取締役及び監査役の任期に影響がでますので、役員の改選時期を失念しないよう、特に注意が必要です。

成長指南 経営者の 話し合いにならない会議



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

会議では意見交換が行われます。意見交換とは、話し合いにほかなりません。話し合いの基本は、言葉のキャッチボールです。「聞いて、話す」「話したら、聞く」の繰り返しです。

会議は、いうなれば、みんなが集まって話し合いをする場です。意見交換も質疑応答も、話し合いで。発言する人と聞く人が次々に交代し、「聞いて、話す」「話したら、聞く」が繰り返されることによって、会議は進展します。

ときおり、話し合いにならない会議を見ることがあります。

会議の冒頭でトップが言います。今日は忌憚のない意見を述べてもらいたい。そして自ら話し出します。話は止まりません。そのうち閉会の時間がきてしまいます。トップは言います。君たちが何も発言しないから、俺がしゃべるしかなかった

じゃないか。

会議が始まると、特定の二人が意見を闘わせます。延々と議論を続けます。他の人が口を挟む隙間がありません。みんな黙っています。時間が来て、会議は閉じられてしまいます。二人以外の人たちは、何のために会議に出席していたのでしょうか。

会議が始まると議題が示されます。誰も発言しません。沈黙の時間がどんどん過ぎていきます。司会者が指名して発言をうながしても、声を出そうともしません。時間も迫り、原案がそのまま通つことになり、閉会となります。

このような話し合いにならない会議は、このほかにもいろいろなケースが見られます。

何故そういう状態になってしまうのか理由を突き止めて、正しく解決し、内容のある会議に戻したいものです。

企業会計

NOW

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 井原正人

第34回 キャッシュ・フロー分析

会社の状況を損益計算書で分析することがよくありますが、損益は会社の採用する会計方針によって影響を受けます。一方、キャッシュ・フロー計算書は、年間の資金の動きを表す計算書で、入出金という客観的な事実を表します。

会社の状況を分析するには、キャッシュ・フロー計算書で資金の流れを分析することも有用です。

キャッシュ・フロー計算書には、本業からの収支である営業活動によるキャッシュ・フロー（以下、営業CF）、設備投資や有価証券投資などによる収支である投資活動によるキャッシュ・フロー（以下、投資CF）、借入金などによる収支である財務活動によるキャッシュ・フロー（以下、財務CF）の3つの区分があります。

キャッシュ・フローの分析方法はいくつかありますが、上記3区分のバランスを見るのが最も簡単です。また、単年度の数字だけではなく、数期間の推移をみて長期的視点で分析することも有用です。

長期的視点で会社のキャッシュ・フローを見た場合に、

- ①営業CF > (投資CF + 財務CF) であれば、営業で得られたキャッシュ・フローの範囲内で投資や返済を行っていて健全な状況にあるといえます。
- ②営業CF < 投資CF であれば、本業からのキャッシュ・フロー以上の投資を行っており、長期間この状況が継続した場合には過大投資となっている可能性があります。この投資が収益に結びつかないと、今後、償却負担や減損処理で赤字に陥る恐れがあります。また、過大な投資資金が負担となり、資金繰りが厳しくなる恐れがあります。
- ③営業CFが連続してマイナスであれば、本業からキャッシュ・フローを得られていないことであり危機的状況です。営業CFがプラスであることは、企業存続の最低条件です。早急に営業CFの改善に取り組まなければ、将来的に破綻する可能性が高いといえます。

キャッシュ・フロー計算書が公表されている企業を例に見てみましょう。

平成〇〇年〇月期	
営業活動によるキャッシュ・フロー	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×
現金及び現金同等物の増減額	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × ×
現金及び現金同等物の期末残高	× × ×

このバランスを分析

ソフトバンク株					
決算年月	2009年3月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月
営業活動によるキャッシュ・フロー	447,857	668,050	825,837	740,227	894,459
投資活動によるキャッシュ・フロー	△266,295	△277,162	△264,447	△375,655	△919,769
財務活動によるキャッシュ・フロー	△210,348	△159,563	△397,728	△196,667	△365,494

通信業は設備投資が多くならざるを得ない業界ですが、同社は概ね営業CFの範囲内で投資を行っていることが見てとれます。最近は海外への積極投資などがクローズアップされていますが、設備投資は堅実に行っていたことがわかります。

シャープ株					
決算年月	2009年3月	2010年3月	2011年3月	2012年3月	2013年3月
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,435	303,564	167,443	△143,302	△81,075
投資活動によるキャッシュ・フロー	△222,229	△253,805	△244,613	△159,557	7,110
財務活動によるキャッシュ・フロー	186,229	△35,441	△6,254	256,381	51,637

最近は、経営危機などと報道されることが多い同社ですが、CF計算書でも厳しい状況がうかがえます。営業CFが減少してきており、直近2期ではマイナスになってしまっています。また、傾向として営業CF以上の投資が行われていることがわかります。

エルビーダーメモリ株					
決算年月	2007年3月	2008年3月	2009年3月	2010年3月	2011年3月
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,867	83,102	△48,365	65,573	172,966
投資活動によるキャッシュ・フロー	△136,656	△260,394	△75,492	△95,772	△110,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	90,570	110,654	140,344	28,850	△60,457

2012年2月に会社更生法の申立てをして、現在再建中の同社ですが、キャッシュ・フロー計算書を見ると恒常的に営業CFを超える投資を行っていたことがわかります。投資資金を営業CFでは賄いきれず、借入金で投資資金を補っていたところ、ついに銀行も支えきれなくなってしまった会社更生法の申立てとなつたことが推察されます。

山水電気株					
決算年月	2007年12月	2008年12月	2009年12月	2010年12月	2011年12月
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,128	△525	△199	△277	△194
投資活動によるキャッシュ・フロー		△6,023	199	633	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14	△15	△15	△343	183

*2008年12月の投資CFの60億円は、預け金による支出と記載がありますが詳細は不明です。

2012年4月に民事再生法の申立てをして、現在再建中のオーディオメーカーの同社は、営業CFのマイナスが続いていました。一時スポンサー企業の資本参加を受けて再建を図っていましたが、そのスポンサー企業が事实上倒産したことにより、民事再生法の申立てとなつたようです。

このように、キャッシュ・フロー計算書の分析をすることで、会社の経営状況を資金面からも把握することができます。

スポーツNOW

第10回

長野スポーツ情報誌『ありがと! Nsports』をご存知ですか?

(株)杏花印刷 スポーツ・出版事業部からフリーマガジン『ありがと! Nsports』創刊号が11月1日に発刊された。

同社取締役で、発行人の久保田 和司 氏にお話をうかがった。

「スポーツで信州を元気に! 子どもたちに夢と希望を」をコンセプトに掲げ発行した。プロ、アマを問わず、長野県内のスポーツ・イベント情報を提供していく。スポーツの持つ力は無限大で、私はこの力は地域活性化につながるものだと思っている。メジャーと言われる競技人口が多いスポーツはもちろん、認知度が少ないスポーツと小中高のスポーツにもスポットを当てて、その分野で頑張っている選手やスポーツ団体を紹介し、頑張っている姿やそのスポーツの魅力を知ってもらい、そして何より、実際にその会場に足を運んでもらって、直接選手に声援を送ってもらえるようになれば、こんな素晴らしいことはないと思う。

今後は来年3月と7月の発行をめざして取り組んでいる。

運動系の部活で活躍している児童・生徒諸君の間で、「Nsports」が話題となり、そこに登場できるということがステータスになって、選手のモチベーション向上になればいいですね。ひいては長野県スポーツ界全体の発展につながることを願ってやみません。

なお、お問い合わせは、(株)杏花印刷 スポーツ・出版事業部まで
TEL026-296-8373

◆社屋玄関にある幟旗



[文責:事務局 関]

■事務局では「あの会社にこんな選手がいる」「ウチのスタッフがあの選手の身内だ」等々情報提供をお待ちしております。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

おしゃれ!な

最新型コインランドリー、 長野市中御所にオープン!



- ポイントカード利用でお得
- ドラム事前洗浄(無料)で清潔
- 毛布、羽毛布団、こたつ布団もOK
- スニーカー専用ランドリー完備



**Coin Laundry
SPLASH**

コインランドリー スプラッシュ

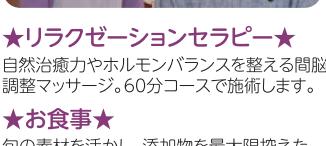


19
裾花橋
マルコメ
裾花川
P 白産
セブンイレブン
トヨベット
長野駅→

長野市中御所岡田126-4 ■営業時間 朝5時~深夜0時 ■年中無休

**私たちが真心込めて
おもてなしをいたします。**



★リラクゼーションセラピー★
自然治癒力やホルモンバランスを整える間脳調整マッサージ。60分コースで施術します。

★お食事★
旬の素材を活かし、添加物を最大限控えた身体の中から温まる手作り料理です。

小さな宿 sinra
飯綱町飯綱東高原2755-400
TEL026-219-3304
FAX026-219-3324



<http://sinra11.sakura.ne.jp>



まごころをかたちにかえて



**日本
の
誇**

made in Japan

VY02-K03PD
PinkGold IP
¥315,000

パーティー株式会社

長野市川中島町今井1834-5
TEL 026-283-8021 FAX 026-283-8025

Tea Room



- 毎週NHKの「八重の桜」を見ていた。会津で生まれ育ち、戦争を経験し、敗戦の悔しさを知った新島八重が、京都という新天地でいきいきとした人生を送っている。生徒たちをわが子のようにかわいがる八重の姿に涙を流してしまう。「ならぬものはならぬ」という先人の教えを大切にし、苦労した経験が実を結んでいる。ただ、涙を流すだけではなく、八重を自分に置き換えて反省しながら、良い一年を過ごしてゆきたい。



小林 直之